

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できるようになりました。**

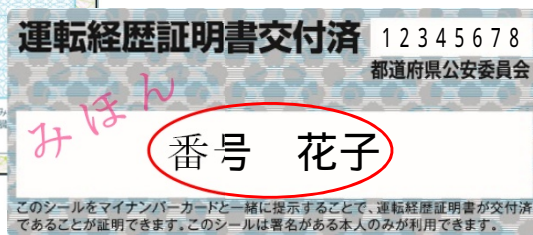
バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。

シールの見方

- シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード



シールはマイナンバーカード
と一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！

お問合せ先 埼玉県警察本部交通総務課

電話 048 - 832 - 0110 (代) 5056・5058 受付時間 平日の8:30から17:15